

| 資料名 | 該当頁 | 該当項目 | 問 | 回答 |
|-------|------|-------------------------------|--|--|
| 公募要領 | P.3 | 3.応募要件 (3) 助成対象費用 | 委託費、共同研究費の扱いについて、助成対象額のうち「原則50%未満」の制限を受けるのは、再委託、共同研究費、学術機関との共同研究費すべての合計が50%未満としなければならないのか。 | ご認識の通りです。 |
| | P.3 | 3.応募要件 (3) 助成対象費用 | 今回の公募の助成費総額上限である380億円は、税抜き金額か。 | 税抜きの金額です。 ただし、交付規程第7条第2項のただし書きにある、「申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない」場合は、その費用についてのみ消費税も含めて計上することができます。その場合も上限380億円は変わりません。 |
| | P.3 | 3.応募要件 (3) 助成対象費用 | NEDO負担額だけではなく、自社負担分の費用における使途明細も提案書に記載する必要があるか。 | 必要となります。 |
| | P.9 | 8.留意事項 (2) 事業化状況報告書等の提出 | 2つの研究開発項目から構成される提案を検討している。一方の項目が4年間で完了し、もう一方の項目が5年間で実施としても良いか。 また、その場合の、事業化状況報告書の提出期間は、個々に分割するのか。 | 研究開発項目ごとに異なる実施期間が設定されていても問題ありません。 事業化状況報告書は、すべての交付期間が終了した翌年度から5年間分をご提出いただけます。 |
| | P.9 | 8.留意事項 (4) 処分制限財産の取り扱いについて | 開発に使用する目的で購入した資産について、その使用目的は、助成対象の開発のみに限定されるのか。 | ご認識の通りです。目的外で使用を希望する場合は、財産処分となりますので、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルP118をご参照ください。 |
| | P.15 | 8.留意事項 (16) 成果最大化に向けた仕組み | 研究開発項目の一部を事業期間中に製品化することは可能か。 | 本事業を実施しながら、製品開発を行うことはできません。 研究開発項目を分割していただき、該当項目について研究開発が完了したことを評価できれば、その後、事業化に移行いただくことはできます。 |
| 様式第1 | P.1 | 6.提案事業の開始及び終了予定年 | 提案事業の開始及び終了予定年月日の記載について「開始年月日は空白として（交付決定の日から）とし、」との注意書きがあるが、開始年月日は空白とした場合、終了予定年月日についても「交付決定日の●年後」という表記にしてもよいのか。 | 問題ございません。 |
| 添付資料1 | 別紙1 | (5)情報取扱者名簿及び情報管理体制図 | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図について、委託先・共同実施先（学術機関との共同研究先を含む）は、「再委託先（F）」に記載すればよいのか。 | ご認識の通りです。 |
| | 別紙2 | 項目別明細表 /機械装置等費 | 機械装置等の組立を子会社に外注し実施する場合、費用計上は、「その他経費-外注費」ではなく「機械装置等費」に記載すべきか。 | 「取得価額が10万円以上（消費税込）、かつ使用可能期間（法定耐用年数）が1年以上のもの」については、自作、外注に関係なく「機械装置等費」に計上してください。 「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルのP40もご参照ください。 |
| | 別紙2 | 項目別明細表 /機械装置等費 | ソフトウェアの計上費目については、用途で区分すると「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルP34に記載があり、「機器・設備類と一体となって機能するもの：機械装置等費」となっているが、これは自社製作/一般購入品の別を問わず、すべてのソフトウェアがこの区分となるのか。 自社製作のソフトウェアを開発費として助成対象に含めることは不可なのか。 | 「機器・設備類と一体となって機能する」ものは、自社製作、一般ともに機械装置等費に計上してください。 自社製作のソフトウェアの開発費は、機械装置と一体となって動くものは上記の通り、「機械装置等費」。そうでないものは、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルP34にある通り、「② 単独で動作するもので、自社で製作したものおよび購入したもの。」として計上してください。自社で製作した既製品ソフトウェアを購入する場合は、利益排除し、計上してください。 |
| | 別紙2 | 項目別明細表 /機械装置等費 | 既存装置を本開発目的に転用し、改造、評価を行う場合、転用する既存装置の減価償却費を助成対象として申請することは可能か。 | 減価償却費を費用計上することはできません。また、改造費につきましては「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルP43の留意点を記載いたします。 NEDO助成金で購入した装置等以外の改造において、改造部分（ユニット）の取り外し等が可能で、改造部分が明確にNEDO助成金で購入した装置等以外の装置と区別できる場合は、費用計上が認められます。 |
| | 別紙2 | 項目別明細表 /機械装置等費 | 自社で実施する保守、改造については、当該作業に研究開発要素があるかどうかで判断し、有の場合は、開発工数を労務費としてのみ計上するという理解でよいのか。 一方、研究開発要素のない作業については、（当該業務に要した時間）×（当該部門の部門単価）で費用を算出という理解でよいのか。 | ご認識のとおりです。研究開発要素がある場合は、労務費単価を使用し、労務費として計上、研究開発要素がない場合は、部門単価を使用し、機械装置の一部として計上してください。 |
| | 別紙2 | 項目別明細表 /機械装置等費 | 単体で10数万円の装置を費用計上したいと考えている。その場合、その他消耗品費の欄ではなく、「機械装置等費」に記載するのか。 | ご認識の通りです。「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルのP41「研究開発資産YES・NOチャート」もご参照ください。 |
| | 別紙2 | 項目別明細表 /労務費 | 自社における労務費の考え方は、出張費やその他経費もまとめて賃率という考え方で処理しているが、NEDOへの費用計上も同様の考え方でよいのか。 | 労務費については、貴社の賃率ではなく、健康保険等級（健保等級）にもとづき算出して頂くこととなります。 その他経費（旅費等）については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルP73に掲載の通り、その他経費で計上していただく必要があります。 |